

宇都宮市まちづくりセンター警備業務仕様書

1 目的

宇都宮市まちづくりセンターの火災警報の監視及び盗難の防止拡大を図るとともに、その他の不法行為を排除し、もって、財産の保全を図ることを目的とする。

2 業務期間及び警備時間

(1) 期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

(2) 時間

業務時間は閉館時間帯を基本とし、その目安は下記のとおりとする。

ア 開館日

午後9時30分から翌日の午前9時00分

（ただし、日祝日は午後5時00分から午前9時00分）

イ 休館日 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

午前9時00分から翌日の午前9時00分

3 警備方法

施設内に、警備装置を設置し、受託者の本社又は通信指令本部と一般回線により接続する自動監視方式による機械警備とし、営業所等に警備員が24時間常駐し、すぐに出動できる体制であること。

ただし、警備装置を設置し、機械警備として機能

(1) 設置する警報装置の機能

施設内に設置する警報装置の機能は、次のとおりとすること。

ア 盗難防止のため施設内へ侵入する者を早期に発見する機能を有すること。

イ ガラス等を破損し施設内へ侵入した者を早期に発見する機能を有すること。

ウ 火災の発生を探知する機能を有すること。なお、火災警報については24時間体制とする。

(2) 施設等の概要

別紙11-1のとおり。

(3) 異常事態発生時の対応

異常事態発生が信号が発せられた場合には、直ちに、警備員を現場へ急行させ、異常事態の確認を行うとともに、火災の場合は消防署、盗難の場合は警察署へ連絡し、併せて別に定める市の責任者へ直ちに連絡し、協力して事態の処理にあたること。

4 警報装置の保守点検及び維持管理

施設に設置した警報装置の保守点検及び維持管理は、次のとおりとする。

(1) 設置した警報装置は、指定管理者の責任において保守点検を行い、常に正常な機能

を發揮するように維持管理すること。

- (2) 委託期間中の警報装置の誤作動によって生じた損害は、指定管理者の負担とすること。
- (3) 施設に設置した警報装置について指定管理者は、委託期間が満了したときは速やかに原状に復すること。(契約解除による場合も同じ。)ただし、現状のままとすることにつき市の承諾があったときは、この限りではない。

5 施設の鍵の貸与

施設の鍵の貸与については、次のとおりとする。

- (1) 委託業務遂行上必要とする施設の鍵については、これを貸与することとする。
- (2) 貸与した施設の鍵は、これを複製しないこと。
- (3) 契約終了時には、貸与した施設の鍵を返還すること。

6 警備報告書の提出

委託期間中に生じた事項については、下記の報告書を作成し、(2)及び(3)に関しては速やかに市に報告すること。

(1) 警備月報

ア 記載事項

(ア) 委託期間中の毎日の警備状況

(2) 異常事態発生報告書

(ア) 記載事項 異常事態発生通報の原因

(イ) 提出時期 異常事態発生通報があった都度

(3) 事故報告書

(ア) 記載事項 事故発生の状況、内容、その対応方法及びその他の必要事項

(イ) 提出時期 事故発生の都度速やかに

7 委託業務遂行上の義務

委託業務遂行にあたっては、次の事項を十分に遵守すること。

- (1) 本仕様書は、業務の大要を示すものであって、本書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じ、警備上必要と認める業務及び市が必要と認め指示した業務については、誠意をもって実施すること。
- (2) 善良な管理者の注意をもって委託業務にあたること。
- (3) 職務上知り得た事項を他に漏らさぬこと。
- (4) 警備業法、同法施行規則及び栃木県公安委員会規則に規定する事項を、遵守すること。